

## 広島県告示第八百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年十月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称			土砂災害警戒区域	所在地
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	寺条川右支（四八六）		
表区域示の区域の名称	土石流	土石流	土砂災害特別警戒区域	広島県広島市東区福田町及び同市東区馬木町地内
区域の名称	土石流	土石流	土砂災害特別警戒区域	広島県広島市東区馬木町地内
号三律の土戒定第区域施推砂区す九域で政行進災域る条の定令に害等土砂第二表示め第へ関防に災項及る八平す止お災害にび項四十法策る警規法	土石流	土石流	土砂災害特別警戒区域	広島県広島市東区馬木町地内

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。